

## ○厚木愛甲環境施設組合臨時的任用職員の 勤務時間、給与、旅費等に関する規則

(平成16年4月1日  
規則第9号)

改正 平成18年4月1日 規則第3号 | 平成24年2月29日 規則第1号  
平成23年3月31日 規則第3号 |

(趣旨)

**第1条** この規則は、臨時的任用職員の勤務時間、給与、旅費等について、必要な事項を定めるものとする。

(正規の勤務時間、休憩時間等)

**第2条** 臨時的任用職員の正規の勤務時間は、正規に任用された常勤の一般職の職員(以下「正規職員」という。)の勤務時間を超えない範囲で、任命権者が別に定める。

2 休憩時間及び休息時間並びに週休日及び休日は、正規職員の例による。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

**第3条** 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において臨時的任用職員に勤務することを命ずることができる。

(有給休暇)

**第4条** 臨時的任用職員の有給休暇は、年次休暇及び特別休暇とする。

2 前項の年次休暇において必要な事項は、管理者が別に定める。

3 第1項の特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使その他管理者が特に必要と認める場合であつて必要かつやむを得ない期間とする。

(賃金)

**第5条** 臨時的任用職員の賃金は、勤務の態様に応じ、管理者が定める額とする。

(賃金の計算期間)

**第6条** 臨時的任用職員の賃金の計算期間は、月の初日から末日までとする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(賃金の減額)

**第7条** 臨時的任用職員(賃金を時間額で定められた者を除く。)が正規の勤務時間内に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの賃金額を計算期間の賃金から減額して支給する。ただし、公務傷病に伴

う療養に要する時間又は期間及び年次休暇その他管理者が特に承認した場合は、この限りでない。

(諸手当)

**第8条** 臨時的任用職員に諸手当として、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び通勤手当を支給する。

(時間外勤務手当)

**第9条** 正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた臨時的任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの賃金額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下この項において同じ。)における勤務であって、正規の勤務時間と時間外勤務時間の合計が8時間を超えない部分の勤務 100分の100
- (2) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務であって、正規の勤務時間と時間外勤務時間の合計が8時間を超える部分の勤務 100分の125
- (3) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 12月29日から翌年の1月3日までの間に正規の勤務時間を超えて勤務した場合は、前項に規定する支給の割合に100分の25を加算するものとする。

(休日勤務手当)

**第10条** 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた臨時的任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの賃金額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間を超えて勤務しても休日勤務手当は、支給しない。

2 前条第2項の規定は、休日勤務手当の支給について準用する。

(夜間勤務手当)

**第11条** 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する臨時的任用職員には、その間に勤務した全時間に対し、次条に規定する勤務1時間当

第6章 給与 (厚木愛甲環境施設組合臨時的任用職員の勤務時間、給与、旅費等に関する規則)

---

たりの賃金額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの賃金額)

**第12条** 第7条及び前3条に規定する勤務1時間当たりの賃金額は、月額賃金については正規職員の例により、日額賃金については日額賃金額を正規の勤務時間で除した額とする。

(通勤手当)

**第13条** 通勤手当の支給については、正規職員の例による。

(給与の支給)

**第14条** 給与は、当月分を翌月の18日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)に支給する。

2 前項の支給日は、管理者が特に認めた場合は、他の日に変更することができる。

(旅費)

**第15条** 臨時的任用職員が公務のため出張した場合には、旅費を支給する。

2 旅費の支給については、正規職員の例による。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年4月1日規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月31日規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年2月29日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。